

令和 6 年第 2 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 3）

目 次

	頁
議案第 86 号 和解について	3

令和6年第2回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和6年5月23日
堺市長 永藤英機

議案第 86 号 和解について

和解について

損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

1 事件名

損害賠償請求事件（大阪地方裁判所 令和2年（ワ）第5683号）

2 和解の相手方

(1) 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

富士通株式会社 代表取締役 時田 隆仁（被告）

(2) 神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号

株式会社富士通ゼネラル 代表取締役 斎藤 悦郎（被告）

(3) 東京都港区芝五丁目7番1号

日本電気株式会社 代表執行役 森田 隆之（被告）

(4) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社 代表取締役 森 孝廣（被告）

(5) 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号

日本無線株式会社 代表取締役 小洗 健（被告）

(6) 東京都港区西新橋二丁目15番12号

株式会社日立国際電気 代表取締役 佐久間 嘉一郎（被告）

3 和解条項

(1) 被告株式会社富士通ゼネラルは、原告堺市に対し、本件解決金として8440万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告株式会社富士通ゼネラルは、原告堺市に対し、前号の金員を、令和6年7月31日限り、原告堺市の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振り込み手数料は被告株式会社富士通ゼネラルの負担とする。

(3) 被告株式会社富士通ゼネラルが前号の金員の支払を怠ったときは、被告株式会社富士通ゼネラルは、原告堺市に対し、第1号の金員から前号による既払金を控除した残

金及びこれに対する令和 6 年 7 月 31 日から支払済みまで年 3 分の割合による遅延損害金を支払う。

- (4) 原告堺市は、被告株式会社富士通ゼネラルが第 1 号の金員を支払ったときは、富士通株式会社外 5 者（以下「被告ら」という。）に対するその余の請求をいずれも放棄する。
- (5) 原告堺市と被告らは、原告堺市と被告らとの間及び被告ら各自の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

和解について

本市が、平成 24 年 5 月から平成 25 年 7 月までに実施した消防救急デジタル無線設備の物品購入に関する 3 件の入札について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）により禁止されている不当な取引制限によって生じた損害の適正な賠償を受けるため、契約相手方である富士通株式会社並びに公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社及び株式会社日立国際電気（排除措置命令のみ）の計 6 者に対して、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 719 条（共同不法行為者の責任）に基づく損害賠償請求として、契約額 1,717,290,000 円の 20 パーセントに相当する金 343,458,000 円及びこれに対する遅延損害金を、令和 2 年 1 月 20 日までに支払うよう請求したが、上記 6 者はこれに応じなかった。

そのため、本市は、富士通株式会社に対し、損害賠償金及びこれに対する政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の率で計算した額の利息を加算した額の遅延損害金の支払を求める訴えを、富士通株式会社以外の 5 者に対し、損害賠償金及びこれに対する年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。

その後、大阪地方裁判所で審理が続いていたが、令和 6 年 3 月 29 日、同裁判所から和解案の提示があった。

当初和解案は、富士通株式会社を除く被告らとの関係において株式会社富士通ゼネラルが本市に対して 76,000,000 円を支払うことを骨子とするものであったが、富士通株式会社との関係においても、併せて訴訟上の和解が成立することとなれば、紛争を全当事者との間で早期に一体的に解決することができるとして、令和 6 年 4 月 30 日、同裁判所から和解案が再度提示された。

再度提示された和解案では、判決による解決を選択することとなれば、判決確定に至るまでには今後数年程度の訴訟継続は不可避と想定されること、本件が特に複雑困難な事件であり当事者双方に相当額の弁護士費用を始めとする訴訟対応費用が発生すること、本市の主張にも富士通株式会社の主張にも相応の根拠があると考えられ、最終的に本市の富士通株式会社に対する請求が認容される可能性も棄却される可能性もあるところ、現時点において訴訟結果の不確実性を除去する必要性が高いことなど諸般の事情を考慮し、株式会社

富士通ゼネラルが従前の提案額に更なる調整金を加えた 84,400,000 円を支払うこととする提案であった。

この内容を検討した結果、これを受け入れ、当事者間の紛争を早期に解決することは妥当であると認められるので、当該和解案のとおり和解するものである。

**令和 6 年第 2 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 3）**

令和 6 年 5 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-24-0032

